

○所沢市議会議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所沢市議会基本条例（平成21年所沢市条例第1号）第9条の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(時期等)

第2条 報告会は広聴広報委員会が所管し、開催は班単位で行うものとする。
2 報告会は原則年4回開催し、その実施時期は広聴広報委員会において決定する。

(報告内容)

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議決の概要
- (2) その他重要と思われる事項

(報告会の役割)

第4条 報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、質疑応答は全員で行うものとする。

(編成・構成)

第5条 班は、8人又は9人で構成し、4班編成とする。
2 班構成は、常任委員会、会派等を勘案し、広聴広報委員会で協議し決定する。
3 各班構成員により、それぞれ代表者を互選によって決定する。

(会場等)

第6条 各班が担当する日程及び会場については、広聴広報委員会で協議し決定する。

(記録)

第7条 報告者は記録を要点を整理して作成する。

(報告会)

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議会報告及び質疑応答
- (3) 市政全般に関する質疑応答・意見交換
- (4) 閉会あいさつ

(資料)

第9条 報告会での配布資料は時期を同じくして開催する際は共通資料とし、必要がある場合には各班において適宜準備する。

(成果・効果等)

第10条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、代表者が広聴広報委員長に文書による報告書により行い、広聴広報委員長が取りまとめて議長に報告するものとする。

2 前項の報告書は市議会ホームページに掲載するものとする。

3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴広報委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。